コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Tohoku Steel Co., Ltd.

最終更新日：2015年12月25日
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長 山口 桂一郎
問合せ先：総務チーム 佐藤 高彰 0224-82-1010
証券コード：5484
http://www.tohokusteel.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業を持続的に発展させるため、企業価値を高め、競争力を強化することが重要であると認識し、適格な企業統治と内部統制システムを充実させることにより、業務が適正かつ効率的に執行されることを確保するとともに、経営判断の迅速化と透明性向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、取引関係の維持・強化などを目的に株式を保有することとしております。
＜議決権行使の基準＞
投資先企業の企業価値向上に資するか否か等を勘案し、中長期的な視点で議決権を行使することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が、当社役員等と取引を行う場合には、法令および取締役会規程等に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。当社が主要株主等と取引を行う場合の条件につきましては他の取引先と同様に適時価格交渉を行い、市況を踏まえて決定しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社ホームページに掲載している「決算参考資料」において、経営理念を掲載しております。
2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。
3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。
決定に当たっては、当社業績、従業員の給与水準、他社動向や過去の支給実績等も踏まえ総合的に勘案しております。
4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役および監査役候補の指名に関しては、適材適所の観点から総合的に検討する方針の下、代表取締役が推薦した候補者を取締役会が決議しております。また、監査役候補の指名に当たっては、監査役会の同意を得ております。
5. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
今後、株主総会に取締役・監査役選任議案を上程する際「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載してまいります。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準に加えて、当社独自の基準を策定しております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況】
当社では、取締役および監査役の重要な兼職の状況を事業報告において毎年開示しております。

【補充原則4－14－2　トレーニング方針】
当社は、新任の役員に外部有識者によるトレーニングを設け、法的知識を含めた求められる役割・責務の理解促進に努めるとともに、必要に応じて取締役および監査役に研修の場を設けております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、業務部総務チームを窓口としIR担当役員が適宜IRを実施しております。株主からの意見や要望については、必要に応じて取締役会にフィードバックし対応の検討を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同特殊鋼株式会社	2,549,500	33.77
岡谷鋼機株式会社	752,000	9.96
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	693,400	9.18
東京窯業株式会社	594,000	7.87
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	302,000	4.00
株式会社七十七銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	300,666	3.98
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	289,500	3.83
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	200,000	2.65
芝本産業株式会社	173,466	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	110,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

エフエムアール エルエルシーから、平成25年4月4日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり(報告義務発生日 平成25年3月29日)、報告義務発生日現在で755千株の株式を保有している旨報告を受けておりますが、当社として当期末時点における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牛込 進	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛込 進	○	東京窯業(株)代表取締役会長 独立役員に指定	・経営全般に関する見識が高い ・牛込氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に会計監査人から会計監査の方法、結果等について報告および説明を受け、意見交換をしております。
また、監査役は内部監査部門から内部監査の報告を受けるほか、内部監査部門と定期的に会合をもち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
氏家 照彦	他の会社の出身者										○			
山本 一寿	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
氏家 照彦	○	(株)七十七銀行 代表取締役頭取	・経営全般に関する見識が高い ・氏家氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定
山本 一寿		大同興業(株)常勤監査役	鉄鋼業界に関する知見が豊かで、経営全般に関する見識も高い

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額2億円、監査役の報酬限度額は年額5,000万円となっております。（平成22年6月29日開催の第106回定時株主総会決議）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

重要事項の決定にあたっては、社外監査役へ事前説明を行っております。
また、取締役会および監査役会を欠席した社外監査役には関係書類の送付を行うとともに、決議事項の報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）経営管理機構
当社は、取締役会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。
取締役会は、取締役8名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行っております。
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監督を行っております。また、内部監査部門（監査室）から内部監査の報告を受けるほか、定期的に会合をもち、情報の交換を行っております。内部統制制度の整備・運用状況についても、事務局等から定期的な報告、監査活動を実施し監査役会で審議・情報交換を行っております。
会計監査の適正性を確保するため、監査役会および取締役会は会計監査人から、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けております。
（2）業務執行体制
取締役会において、グループ経営全般ならびに業務執行に関する報告・決定を行っております。さらに、常勤役員会および経営会議を月1回開催することにより、意思決定の迅速化、経営の効率化に努めております。

（3）リスク管理体制等

当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するとともに、役員・従業員が倫理・法令を順守するよう、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を随時開催しております。また、品質マネジメントを維持・向上させるための品質会議、環境負荷低減を果たすための環境委員会および使用人の災害防止と健康増進のための安全衛生委員会を定期的に開催しております。

（4）内部監査および監査役監査、会計監査の状況

会社法等の法令に基づいた監査役による監査、監査法人による会計監査および監査室による内部監査を実施しております。

監査役による監査は、上記（1）に記載のとおりであります。

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、指定社員・業務執行社員である公認会計士 福田厚氏および成島徹氏が業務を執行しております。この両氏の当社の財務書類に係る監査年数は、いずれも7年を超えておりません。また、同監査法人に所属する公認会計士7名およびその他6名が業務の補助を行っております。

監査室（1名）はその独立性を確保するため社長直轄の組織とし、各部門の業務遂行状況、内部統制制度の整備・運用状況について内部監査を行っており、その内容についてリスクマネジメント委員会で審議しております。

（5）顧問弁護士の状況

企業経営および日常の業務に関し、必要に応じて、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受けられる体制を採っております。

（6）責任限定契約

当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役との契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

社外監査役との契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模から、監査役会設置会社の形態が最適であると判断し、取締役会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に内容を十分ご理解いただくため、株主総会招集通知の発送を、法定期日より早期に実施しております。 平成27年は6月8日（月）に発送いたしました。
その他	当社のウェブサイト（http://www.tohokusteel.com/pages/ir_top.htm）において招集通知等を開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	業績の推移、業績予想、FAQ等を年2回掲載 掲載アドレス http://www.tohokusteel.com	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員 取締役 吉田 宏 IR事務連絡責任者 総務チームリーダー 佐藤 高彰	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東北特殊鋼企業倫理憲章」に明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年にISO14001を認証取得 環境方針を定め、事業活動の全域で環境保全に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「東北特殊鋼企業倫理憲章」の中で、「株主をはじめ社会と広くコミュニケーションを保ち、企業情報を的確かつ公正に開示する」ことをうたっており、これに基づいて定めた「東北特殊鋼の行動基準」の冊子を経営者をはじめ全社員に配布し、その徹底を図っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制基本方針
当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令順守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。
2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」の周知を図る。
また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を順守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。
代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され、「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。
また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。
また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。
取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を6ヵ月ごとに設定する。
当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
当社は「取締役会」を3ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役の職務の執行の効率性を高めるため、毎月1回「常勤役員会」および「経営会議」を開催する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の担当取締役は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。
コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令順守意識を周知させるように努める。
当社経営企画部および業務部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。
(1)当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(3)当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(4)当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。
9. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。
10. その他の監査役への報告に関する体制
監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。
(1)当社および子会社の業務または財務に重要な影響を及ぼす恐れのある事項
(2)取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
(3)内部監査の実施状況
(4)従業員の情報提供・相談窓口(ホットライン)の通報状況
また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する(1)～(4)に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。
監査室は当社の社長に子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。
11. 監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および業務部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。
13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計

監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の概要
　当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。
2. 当社の適時開示に係る体制
　当社における重要な決定事実や発生事実に関する情報は、社長を経由して情報管理責任者（情報開示担当取締役）が集約・管理する体制を構築しております。
　情報管理責任者は、株式会社東京証券取引所が定める適時開示等規則により適時開示事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は速やかに情報管理担当部門（業務部）に指示し適時開示を行っております。
　また、適時開示等規則において開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報については、上記と同様に公表することとしております。

【適時開示体制の概要（模式図）】　東北特殊鋼株式会社

